特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況(令和6年度)

	特別の法律により設立	される	民間法人の	運営に	関する指導監督基	準に基	づく指導監督状況 (令和	6年度)			
法 人 名	石炭鉱業年金基金	拠法令名	石炭	鐵業年金基金法	13日民間法人化)						
1. 法人の概要	TANDELA NOT TANDELA NOT										
	(1) 石炭鉱業を行う事業場における坑内員及び坑外員に対する年金たる給付及び一時金たる給付の支給 (2) 坑内員及び坑内員であった者並びに坑外員及び坑外員であった者の福祉を増進するために必要な施設の設置及び運営										
	役・職員数		理事長等	_	理事	_	監事		職員		
	常勤			0 人		2 人	0 人		3		
2. 事業 (1)運営費、補助金等	非常勤	4	介和 6 年度 (/	1 人	令和5年度(1 人	1 人 令和5年度比又は令和5 年度差(A/B, A-B)	(取組を行って	1 の低減化措置の取組の状況 こいない場合、補助金等割 いない場合、その理由)		
	総収入額		0. 9	億円	0.9	6円	(① 補助事業の	段階的廃止		
	補助金等収入額(①)		0	億円	() 億円	(平成16年度から	廃止		
	事業による自己収入額(②)		0, 9	億円	0.9	9 億円	(② 自主事業に	よる自己収入の拡大等		
	①/②×100 (%)		0.0		0. ((
	経常的運営費用(③)		0.9	億円	0.9	6円	(③ その他			
	①/③×100 (%)		0.0	%	0.0) %	()			
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の	有無			(有・無)	有					
関係的機合の季素・季素	制度的独占となる事務・事業 務・事業名及び理由	いる場合、	その事	(事務・事業名) (理由)	石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業年金基金法に基づき全国に一に限り設立されて						
	制度的独占となる事務・事業を 務・事業が法人の従たる事務・	いる場合、 とどまってV	当該事 いる理由	(理由) (該当せず)							
	制度的独占となる事務・事業を 務・事業全体が実態上独占とな 置の有無、内容(行っていない	とめの所要の		(有・無) 無							
	制度的独占となる事務・事業を 客克服措置の有無、内容(行っ			平成14年12月から制度的独占の弊害を克服するための措置として、その構成員等による統制の確保を図るため、運用に関する明確な運用目標(年金資産運用の基本方針)を定め評価を行うとともに、基金の運用状況等を加入員に対し情報公開する等の措置を講じた。							
	制度的には独占となっていない 占となっている場合、その内容	事業でも、身	医態上独	(内容)	(該当	ヒ ず)					
	制度的には独占となっていない 占となっている場合、独占の弊 置の有無、内容(行っていない	まないための		(有・無) (内容)	無						
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無			無	Ĕ.	手数料等対価の額、 算定根拠のインターネットで の公表の有無					
	名称(法令等に基づく検定等には ※)			対価		算 定 根 拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付配) - (決定者)					
	- - - -				円 円 円 円	(決定		-			
	対価を徴収する事務・事業の区分経理 の有無						支状況のインターネットでの	の公表の有無	-		
	対価を伴う自主事業の有額	#		-			法人における純利益	額	- 1		
(5)検査等の事務・事業	(李水水子)		法令	等に基づ	づく検査等の基準の	内容			規定方法		
(6)外注の有無	【(該当せず) 【本来予定されている事務・事業			無 法人の外注金額							
·/·· — · · · ·	外注しなければならない理由 外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの (有・										
(7) 事務・事業の公正性の担保 措置	有無と内容 事務・事業の公正性担保のため 容(なければその理由)	の有無と内	(内容) (有・無 (内容)	無) 有							
	■られる職務規程等の有無と内容(なければその理 ■			(有・無 (内容)							

3. 機関 (1)役員(除 監査役員)	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由	- -			
	役員の定数		7人以内	上限と下限の幅がある場合はその 幅				
	役員の選任は公正かつ れているか	自主的な方法によって行わ	石炭鉱業を行う事業主(会	員) による選挙により選任				
	役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合、 その年数、理由	(年数) - 4 (理由) -			
	在任年齢に関する規定	の有無	有	規定の内容	66歳に達する日の前日までとする。ただ し、これに拠り難い特別の事情がある場合 は、この限りではない。			
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職・非常動			
	理事長 常務理事 理事 理事	常務理事 高橋 和也 理事 秋里 喜久治		現 釧路コールマイン (株) 代表取締役 釧路コールマイン (株) 事業部長 釧路市役所 副市長 石炭鉱業年金基金 総務部長				
		官庁出身者が1/3超の場合		計が1/2超の場合、その比率と理				
	(比率) 50 (理由) 石炭鉱業を	行う事業主(会員)であるた	%	(比率) (該当せず) (理由)	%			
	役員報酬の支給基準の 無		一般への閲覧提供の有無	有 インターン	ネットによる公表の有無 有			
		役員報酬の支給基準の内	**************************************	役員の	職金の決定方法			
	常勤役員 常務理事 付非常勤役員 理事長 引非常勤役員 理事 出	出勤日数×25,000円		退職時における俸給月額×0.28×在 非常勤役員については支給しない。	E職月額			
	役員会規程の有無	de - XII Maria de la Companio de la	役員会の成立要件	U de em de	役員会における議決要件			
(2)監査役員	有 理 監査役員選任規程の有	事の過半数の出席 無	有	選任規程がない場合、その理由)過半数、可否同数は理事長が決する -			
		かつ自主的な方法によって						
		者及び外部の者を登用してV	ない場合、その理由	監査役員が理事を兼ねている場合、その理由				
	(該当せず)			(該当せず)	(年数) - 年			
	監査役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合、 その年数、理由	(理由) -			
	在任年齢に関する規定	の有無	有	規定の内容	66歳に達する日の前日までとする。たたし、これに拠り難い特別の事情がある場合は、この限りではない。			
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 聯	前々職前・非常勤			
	監事	佐藤 公勇	平成28年12月22日	現 釧路コールマイン㈱ 常務取締	非			
	の有無	有 監査役員報酬の支給基準の	一般への閲覧提供の有無内容		ネットによる公表の有無 の退職金の決定方法			
	出勤数×15,000円	―― トスマックルルーツ	* H	監査役員の退職金の決定方法 非常勤役員については支給しない。				

(a) to Fit the transfer of the contract of the		*****	de veet fals en	n who have 1 who sales			An.	A Mriustatit w		and the first of the sales		
(3)社団的性格の法人の総会等	(有・無)	総会等の成 有	立要件の	の有無と内容		(:	縮 有・無) 有	会等における	職次要件の	有無と内容		
	(11 /////		h 体の分	数が、総会員の議決	体粉の0	\\D.1	ш#1	た公昌の落油	佐の温业料	- 可不同数/	へしをけ 落目が	
	(内容)	以上	て作りが	級が、総云貝の酸伏	惟奴の乙	л от (のときは、議長が の3分の2以上	
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成							置の有無と内	容(ない場	合は、その理	!由)	
	(有·無)											
	(内容)	定款及び総会及び総加ができる。	代会会	議規則により、総会に	こつき、さ	あらかじめ	通知を受けた会議の	目的である事	項について	書面による参	診加及び代理人の	
(4)評議員会等		評議員会等におけ	る業務実	尾續評価の実施状況			評議員	会等の構成員	の公正な選	任の有無、内	图容	
	理事長の診問に	で 其会の業務領	骨に関	する重要事項(業務	胡生乃7%		(有・無) 有					
		そに意見を述べること	ている。 (月			(内容) 基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうら、理事長が委嘱する。						
	評議員会等の 有無	構成員の役員兼任の				役員を兼ねている場合、その構成比率(兼務の役員数 /評議員会等の構成員数×100)				- 9		
	評職員会等の相 している場合、	構成員が役員を兼任 その理由					-			-		
	評議員選任規程	星の有無	有		左	の規程がない場合、	その理由		-			
	評議員定数			10人以内) 5人		上幅	限と下限の幅がある	場合はその		-		
	評議員任期						年以外の任期としている場合、 の年数、理由		(年数)		- £	
	左に年齢に関す	ナる規定の有無		有			定の内容		(理由) - 7 1歳に達する日の前日			
	在几个部代员		の企業		出身者及							
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が 1/2 超の場合、その比率と理由 (比率) - %											
	(理由) 野藤員会規程 野藤員会の内女所が						- Article III A has book at the last Marie Marie					
	の有無		美員会の成立要件			評議員会における議決要件						
4. 財務及び会計	在業会計原則の	委員の過半数の出席 2番目の右無	ī	有			出席委員の過半数、その他法人の特性	に応じ適用し			_	
(1)会計基準の適用 (2)余裕金の運用			(全松/		477 779		標準的な会計基準	<u> </u>			F	
	運用方法 (運用方法) 石炭鉱業年金基金法施行											
(3)長期借入金		長期借入金の有無 無 長期借入金の返済計画の有無 - 長期借入金の確実な返済計画の内										
(4) 引当金・特別法上の引当金	容			h Mari		引	当金・特別法上の引	当金等の明細	及び増減状	況の公表の有	r#	
	貸倒引当金	引当金・特別法上の 0円	引当金等		(有無)	有		ていない場合				
(5)公認会計士監査	退職給与引当金		phra —le Nila A	円 Market at Foodball In 1. (no.)	(理由)	L w A sen A		t Arri	-		-	
	収支決算額 公認会計士監3	<u>41</u> 億円 査を実施していない	収又伏:	鼻観№50個円以上の :	佐人にお	おける公 郡会計士監査の実施の有無 有					有	
5. 株式の保有等	場合、その理由						-					
	出の有無			無			公益法人、株式会社	生等への出資	の有無		無	
(1)基金拠出又は出資	法定の資金供給	給業務として行う場		無			財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無					
(2)事業報告書への記載状況	事業報告書へ の 記 載 内 容 (未記載の場 合その理由)		こる出 資比率・騰決権 のもの	・騰決権比率が20%以上 法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上 の					上となっている			
	名称			-			-					
	所在地 資本金	-		-			-					
	事業内容 役員の状況			_			-					
	従業員数			-			-					
	持ち株比率 法人との関係			-					-			
6. 情報公開 (1)法人における業務及び財務 等に関する公表				法人における業務及び財 務等に関する資料の5年 間の備え付けの有無		同資料の	一般の閲覧の有無		資料のインターネットによる公表の有無		ない場合その理目	
	定款			有			有		有 -		-	
	役員名簿	役員名簿			有		有		有		-	
	組合員等名簿 事業報告書・附	組合員等名簿 事業報告書・附属説明書類			有有		有 有		有有		-	
	損益計算書又於	損益計算書又は収支計算書			有		有		有		-	
		貸借対照表 法律上作成が義務付けられている財産目録			有		有有		有 有		_	
	及び決算報告書			有有		有		有				
	事業計画書			有			有		•		-	
	収支予算書			有			有	有			-	

	-									
(2)所管官庁における業務及び 財務等に関する公表			人	デ管官庁における所管法 の業務及び財務等に関 る資料の備え付けの有	無い場合、その理由		閲覧の有無	閲覧させていない場合、その 理由		
				無						
	定款			有	_		有	-		
	役員名簿			有	-		有	-		
	組合員等名簿			<u>有</u> 有		_	<u>有</u> 有	-		
	事業報告書・附属説明書類 損益計算書又は収支計算書			有			有			
	貸借対照表			有			有	_		
	法律上作成が義務付けられている財産目録 及び決算報告書			有		-	有	-		
	監事の意見書			有		-	有	-		
	事業計画書			有		-	有	-		
	収支予算書			有		-	有	-		
				「管官庁における所管法 人に関する事項のイン ロネットによる公表の 有無	公表してい	いない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無			
	名称			有		-	有	-		
	所管する部	「局(担当局担当課等)の名類	陈	有		_	有	_		
										
	王たる事務 設立年月日	所の所在地及び電話番号	_	有 有	-		有有	-		
		名及び氏名		<u>有</u> 有			有	-		
	主な目的及			有			有	_		
(3)所管官庁におけるホーム		及び財務等に関する資料					有	•		
ページ掲載		実態的に独占となっている	東路・ □	享業を行っている生した	ついて当					
	該事務・事	業の内容及び根拠法令				†I				
		交付を受けている法人につ 内容並びに補助金等全体の会	金額及び	7年間収入に対する割合	金額、交付					
(4)退職公務員等の状況の公表		役員に就いている退職公務				有				
	(該当なし)	公表して	いる土	省項目			公表していない場合、	ての理由		
	子会社及び	*一定規模以上の委託先の役 況についての公表の有無	員に就り	いている退職公務員及び	-					
		公表して	いる主	な項目			公表していない場合、	その理由		
			-				-			
7. 基準の運用に当たって所管 府省に求められる措置等	基準に基づ	ぶく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその	の主な内容					
(1)指導監督の実績等	指導監督の 表の有無	状況及び指導監督結果の公	有							
	基準7(1)のただし書き該当法人に対 する法人の特性を踏まえた適切な指導 監督の実施の有無			指導監督の実績及びその	の内容					
	基準7(1)のただし書き該当法人に対 する法人の特性を踏まえた指導監督の 状況及び結果の公表の有無			日守監督の天候及びで	ori ar					
(2)所管法人の事務・事業の見 直し	所管官庁による法人の事務・事業の見 直しの有無			無い場合、その理由		-				
	当該見直し	結果の公表の有無	有	無い場合、その理由			-			
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無			無い場合、その理由						
	取策解価を行用し っ~5年を 日油に大会権の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			有		法律の改廃を含めた の措置の実施の有象		所要の措置の結果 の公表の有無		
				有			無			
				有			無			
		その他		無			無			
			くき東西	(指導監督基準の例外と	・1 アルス宮	1度以78之の理由 タ	ž1			

・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和6年度末において基準未適合となっているが令和7年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和6年度の状況に対して令和7年9月1日時点で既に 重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。